

審 査 請 求 書

平成 21 年 7 月 8 日

横 浜 市 長
中 田 宏 殿

審査請求人

比 留 間 哲 生
岩 倉 正 剛
永 田 親 義

次のとおり審査請求します。

1. 請求人

比留間 哲 生 年齢 69 才 住所 横浜市栄区庄戸 3-25-7
岩 倉 正 剛 年齢 72 才 住所 横浜市栄区庄戸 3-6-10
永 田 親 義 年齢 86 才 住所 横浜市栄区庄戸 3-13-23

2. 審査請求に係る処分

事業者が 6 月 29 日に横浜環状南線の設計・用地説明会開催の通知を庄戸地区 1300 戸の地権者の約 9 割 1200 戸に配布しないまま説明会の実施を図ったことを横浜市道路局長が了承し積極的にこれに協力した件

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 21 年 6 月 26 日

4. 審査請求の趣旨

事業者が庄戸地区 1300 戸の住民が横浜環状南線の予定地に共有地を有する地権者であることを知りながら説明会開催の通知を配布せず、町会長への配布をもって全住民に対する通達済みと主張したのに対して横浜市道路局長がこれを了承し、その旨住民に回答したのは明らかな誤りであり、審査庁としてこれを取り消させると共に地権者住民を疎外して正規の会場外で開いた青空説明会は認められない旨宣言することを求める。

5. 審査請求の理由

別紙（資料 1～6 を含む）

処分庁の教示の有無 無

連絡先 永田 (Tel&Fax 045-894-5336)

審査請求の理由

1. 庄戸トンネルについて開削か非開削かについて一切明らかにしないまま設計・用地説明会を開催するのは住民を愚弄するものである。

6月3日事業者は庄戸地区一部住民と5名の町会長に対して6月29日に横環南線に関する設計・用地説明会を開催する旨の文書を配布した。この文書の配布が一部の住民にのみ行われ、9割に上る庄戸住民に配布されなかったという手続き上の重大な瑕疵があり、このことは後に述べる。ここでは今回の説明会について重要な情報を住民に一切知らせないままある日突然開催を通告するという、住民無視と言うよりもむしろ愚弄するやり方に強く抗議するものである。

庄戸地区分合流部のトンネルは10車線の計画であり、掘削断面積は開削の場合1500㎡、非開削の場合870㎡というわが国はもちろん世界でも未だ例のない超巨大なものである。住宅地の真中にこのような超巨大トンネルを掘削することに住民は強く反対しているが、事業者は強引に事を進めており、このような状況の中で住民は計画の進行状況についてなるべく早く正確な情報を得るための努力をしているというのが実情である。

庄戸トンネルについては平成19年1月に第1回庄戸トンネル検討会が開かれ、開削と非開削の比較検討がなされ、以後平成21年4月に第2回、5月に第3回の審議がなされた。しかし4月の検討会でも開削と非開削についていずれの工法が有利かについては結論が得られなかったことが議事要旨に記されており5月の検討会の結果はまだ公開されていないが結論は4月と同じとされている。

この結果を見て住民は近い将来事業者が独自に開削か非開削かを決定し、そのことを公表した上で設計に入るものと考えたのである。そうだとすれば「横環南ができるまでの流れ」(資料1)にあるように、設計は3年余りかけて丹念且つ詳細に行われるに違いなく、現在は設計作業を進めている最中と考えていたのである。ところが第3回庄戸トンネル検討会が開かれた5月19日からわずか2週間後の6月3日に設計が完了したから説明会を開催する旨通告してきたのである。世界に例のない超巨大トンネルの設計がこのような短期間で完了するとは到底考えられず、住民はそのような設計は信用できないだけでなく恐ろしさと危惧の気持ちで一杯である。

さらに今回の説明会がいかに住民を軽んじ愚弄しているかは、住民が最も関心をもっている開削か非開削について聞いても事業者も横浜市もそれに答えず、説明会の時に報せると言い続けていたことである。開削か非開削かは工事公害とも関連して住民にとって極めて重要な問題であり、今回の設計がそのいずれについてのものかについて知りたいにも拘らず、説明会以前に一

切それを知らせないのは住民を愚弄するも甚だしいものといわなければならない。しかもこのことで横浜市が事業者と同一行動をとっていたことは市民として納税者として許しがたいことである。

2. 事業を進める上での関係住民への説明会は成分法に準ずる慣習法とみなすべきである。

平成 21 年 6 月 3 日事業者は「横浜環状南線の設計・用地説明の開催について(お知らせ)」なる文書を庄戸地区道路予定地周辺の住民 100 戸余りと庄戸 1～5 町会の各町会長に配布して 6 月 29 日にこれを実施する旨通達した。周知の如く横環南線道路予定地には庄戸住民の共有地があり、1300 戸の住民はすべて地権者となっている。しかるに事業者はこの事実を十分知りながら沿線住民と 5 名の町会長のみで文書を配布し、約 9 割 1200 戸に対して上記文書を配布しないまま 6 月 29 日の説明会開催を意図した。これに対して横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会(連協)会長比留間哲生と庄戸三丁目町会長中野泰治は、国土交通省横浜国道事務所安田所長、横浜市道路局山下局長および東日本高速道路(株)横浜工事事務所小谷所長の 3 名に対して 6 月 12 日付で「横浜環状南線の設計・用地説明会の中止を求める」との文書を送付し、当該説明会は手続き上重大な瑕疵があるので中止すべきである旨を申し入れた。(資料 2)

以上の申し入れに対して 6 月 25 日付で道路局長から回答(資料 3)があったが、内容は事業者とくに東日本高速道路(株)(NEXCO 東日本)の言い分をそのまま仲介して住民に伝えたものに過ぎない。

とくに「設計・用地説明につきましては、法的な位置付けはありませんが、事業者である東日本高速道路(株)会社が任意で開催するものです」というのは NEXCO 東日本の言い分をそっくりそのまま述べたものである。しかしながら事業者は自分達に都合の良いときは宛もこれが法的手続きであるかのよう説明会の開催を通告し、住民が説明会のやり方に異議を称えたと、これは法的な義務ではないからやらなくてもよいものをサービスとしてやっているのだといった言い方をするのである。しかし横環南線建設の手順については 1988 年以来パンフレットや文書さらに説明会での表示などを通じて住民は何百回となく目と耳からの情報として受容しており、一種の慣習法の形で法的位置付けが成されているのである。この意味で NEXCO 東日本が説明会は法的義務ではないなどと主張するのは、過去 20 年間に亘り何百回となく住民に示した南線建設の手順を自ら否定するのに等しいのである。さらに問題なのは、市民であり納税者である住民の主張を事業者に伝えるべき立場にある横浜市が、それをしないばかりか NEXCO 東日本の主張をそのまま認めて住民に伝えることしかしないことである。

さらにここで設計・用地説明会は法的位置付けはなくサービスとして行っているという NEXCO 東日本の言い分の矛盾を指摘しておく。法的位置付け

がないという主張は、説明会は開催しないでも事業は進められるのだということ暗黙のうちに述べていることである。そうであれば住民が説明会に反対してそれを阻止しようとするような場合は、あっさりとして説明会は中止して建設の手順に従って次の段階に進めればよいはずである。それができないから、今回のように住民がどれほど反対しても中止するどころか、住民を騙す形で別の場所で青空説明会を開いたのでないのか。しかも1200人の地権者を疎外し、町会を脱会して最早や地権者の資格のない住民が何人か集まってきたごく小規模の変則的な説明会を開いて設計・用地説明会は終わったと主張しているのである。予定した会場以外の青空のもと、正規の説明者である加藤工事長のいない中でなぜ無理をしてこのような茶番のような説明会を開く必要があったのか。それは設計・用地説明会是一種の慣習法として開催が義務付けられているからではないのか。そうだとすれば事業者は姑息な形で開いた説明会の無効を自ら宣言し、改めて住民と話し合った上で手続き上瑕疵のない説明会を開くべきである。そのことを事業者に強く求めるのが横浜市の本来的な在り方であり、請求者らはそのことを要求するものである。

3. 町会を行政の末端組織と見做した事業者の誤りを道路局長が正さなかったのは不当である。

6月22日請求人らは横浜市道路局へ出向き、「6月29日予定の横浜環状南線の設計・用地説明会は中止すべきである」との文書(資料4)を道路局担当課長らと面談の上手渡し、内容を説明した。その際、請求人らが6月22日付けで国土交通大臣に対して送付した審査請求書補遺(資料5)も同時に手渡して、今回の事業者の説明会には手続き上重大な瑕疵があることを詳しく説明した。即ち、庄戸地区1300戸の地権者住民の9割1200戸に説明会開催の文書を配布しないままそれを開催するのは財産権を保障し地権者の権利を守る憲法第29条に違反する行為として許されないものであり、道路局長はこの旨を事業者に伝えて説明会中止を勧告すべきであると申し入れた。しかるに山下道路局長はこれに対して6月25日付で請求人らに回答を送付した(資料6)。そこには「事業者より、庄戸会館の所有権登記は、庄戸1丁目から5丁目の名義(各々5分の1)であることから、町会の代表者である町会長様にお知らせすることにしたと、聞いております」と書かれている。道路局長が事業者のこの説明をもって1200戸の地権者を無視して設計・用地説明会を開催しようとすることを了承したとすればそれは以下に示すように驚くべく信じ難いことといわねばならない。

先ずその一つは、事業者が地権者を無視していると請求者らが指摘しているのは、庄戸会館の所有権登記とは全く関係のないことであり、なぜそのようなものが道路局長の回答に書かれているのか理解に苦しむ。庄戸1300戸の住民が地権者になっているのは南線予定地に存在する共有地についてであり、庄戸会館とは何の関係もないのである。庄戸会館の所有権云々が事業者か道

路局長のいずれの錯誤によるかは分からないが、住民の生命、財産に関する重要な問題についての公文書の交換に当たり、このよう初歩的な誤りが存在することは、問題の重要性に関する認識の欠如を疑わせるに十分である。この誤りが事業者、道路局長いずれに起因するかを明らかにすることを求めるものである。

さらに重要な問題は、事業者が町会の代表者である町会長に説明会に関する文書を配布したことをもってそれが全町会員に告知したと主張したことを道路局長が了承したことである。これは驚くべき誤認識といわねばならない。町会は会員相互の親睦と福祉を増進することを目的とする自主的で任意の団体であり、行政と独立した別組織である。今回の事業者の行為と主張は町会を行政の末端組織と考えていることによるものであるが、世間にはこのような考え方をする者が少なからずいることも事実である。そのために町会の本来の在り方が歪められる恐れがあることから町会、自治会によっては神奈川県、横浜市、栄区などの行政機関発行の公報の類について、行政からの配布の依頼があってもこれを断っているところが少なからずあり、請求者らの所属する町会も同様である。このような事情を知ってか知らずか、道路局長が町会長に文書を配布すれば全町会員に伝達されるという事業者の考え方を是認したのは重大な過失であり、その時に事業者の認識の誤りを厳しく正すべきだったのである。

4. 授業中に資材を積載したトラックと作業員を小学校敷地内に入れたのは児童の安全管理上重大な問題がある。

事業者は6月29日午後7時からの説明会の準備のため児童が下校した午後4時以降構内に入る旨文書で申請して許可を得ており、このことは6月25日に学校長が住民代表に対して明言したのである。従って住民は準備のための資材と人員の搬入は午後4時までは行われるはずはないと信じていたのである。しかるに事業者は当日午前9時前に資材を積載したトラックと作業員数名を校内に入れ、さらに2張りのテントも搬入したのである。住民が使用許可の文書が午後4時以降となっている以上、それ以前に校内にトラックを入れたのは違法であり、直ちに校外に搬出すべきであると追及したが事業者は頑としてこれに応じなかった。これは使用許可証に違反するというだけでなく、児童の安全管理という点からも極めて重大である。なぜなら、午前9時前に構内に入った数名の作業員はその後夜に至るまで校内に待機していたため、男女トイレが近接する校内トイレを使用することになったからである。たとい事が起きないとしてもこのような状況は児童の安全管理上好ましくないことは当然であり、住民が学校長に対して作業員を含めて事業者の人たちに校外に出るように言うべきであると申し入れたが校長はこれに応じず、逆に住民に対して校外に出よう求めたのである。これには住民は啞然として言うべき言葉を知らなかったのである。庄戸住民にとって庄戸小学校は自分達の

地域にある自分達の学校と考えているだけでなく、多くの住民が子供や孫を通わせている場所なのである。従って児童にとっても地域住民に対してはなんら警戒心を抱くことはないのである。それに対して事業者側の人達や作業員は児童にとっては見知らぬ人達として警戒したり心配したりするのである。

学校長にこのようなことについての認識がないとは考えられず、なぜ住民だけに校外退去を求めたのか全く理解に苦しむところである。住民はこのような校長の態度を横浜市教育委員会の担当課に電話で報せて見解を求めたが、それは校長の責任でされることだからとして住民の話を聞こうとはしなかった。学校長と教育委員会の児童の安全管理に対するこのような態度に子や孫を通わせている地域住民は大きな危惧を抱かざるを得ず、このことについての横浜市長の見解を是非伺いたいと思う。

5. 事業者が地域住民を欺く形で予定の会場以外の場所で開いた青空説明会は無効である。

事業者は1200名の地権者に設計・用地説明会開催の文書を配布しないまま6月29日に庄戸小学校で説明会を強行しようとした。これに対して地権者無視の説明会は認められないとして校門前で数時間に亘り厳しい抗議と追及が続けられた。ところがこのような状況が続いている最中に事業者と横浜市が結託して小学校とは別の場所にテントを張ってごく少数の住民、しかもその多くは非地権者の住民を対象に青空説明会を始めたのである。事業者代表であり説明役でもある加藤工事長が校門前で全ての住民をそこに引きつけておいて、他の場所で密かに準備を進めて説明会を始めたのである。住民が全く予想もしないこのような卑劣なやり方を、公共事業を担当する事業者が行うことは決して許されることではないが、さらに許し難いのは横浜市がこれを制止するどころか司会役として積極的に会を進めたことである。このような住民騙しの説明会を横浜市が事業者と共謀して行ったことは納税者である市民への明らかな裏切り行為であり、このことについての市長の責任を厳しく問うものである。

市民の権利と利益を守るべき横浜市としては直ちに、事業者に対してこのような説明会は無効である旨伝え、住民と十分話し合っただちに全く瑕疵のない形での説明会開催を図るよう強く求めるべきである。

以上

なお、請求者らの身分を下に記すこととする。

比留間 哲生	平成17年度庄戸三丁目町会会長 現 横浜環状道路（圏央道）連絡対策協議会会長
岩倉 正剛	平成16年度庄戸三丁目町会会長 現 庄戸三丁目町会道路対策部部長
永田 親義	平成17年度庄戸三丁目町会副会長 庄戸三丁目町会道路対策部アドバイザー